

12月11日の本会議において総務常任委員会に付託を受けました、議案第88号、議案第89号、議案第98号から議案第103号及び議案第105号から議案第108号の12議案について、12月12日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第 88 号について、非正規職員から会計年度任用職員になった時のメリット、デメリットについての質疑に対して、身分保障ができ、安定雇用となります。身分保障することによって働く意欲をあげ、効率的な仕事につながるメリットがあり、大きなデメリットはないとの答弁でした。

期末手当・退職手当について、今までの在籍期間がカウントされるのかとの質疑に対して、期末手当はカウントするが、退職手当は元々ありませんとの答弁でした。

給料表に職務の級 1 級、2 級とフルタイム、パートタイムは定めているが、3 級以上の技能を重ねることはないと考えているのかとの質疑に対して、給料の号給 1 級 29 号（大卒初任給）を上限とするマニュアルに基づいているが、地域の実情に応じて考慮していくとの答弁でした。

パートタイム会計年度任用職員の期末手当で、1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除くと規定しているが、著しく少ないとは具体的にどの程度かとの質疑に対して、1 週間当たり 15 時間 30 分未満の者とするとの答弁でした。

議案第 89 号について、特段の質疑はありませんでした。

議案第 98 号について、消費税率が 10%に上がる時期の事前の把握についての質疑に対して、事前には把握していたが、法の施行を待って変更契約の締結をしたとの答弁でした。

支払いについての質疑に対して、令和元年度の単年度工事であり、前払金は支払い済みであるとの答弁でした。

議案第 99 号について、指定管理期間が 5 年から 3 年になった理由についての質疑に対して、今回初めて公募による選定としたので、安全面の重視と適正な管理運営を見極めていくとの答弁でした。また、指定管理者候補者選定委員会の選定委員の意見についての質疑に対して、石部公共サービスの管理状態は、人件費が少なく、効率よく管理をしているとの答弁でした。

議案第 100 号について、公募申請者 2 者の中で石部公共サービス株式会社との差異についての質疑に対して、2 者によるプレゼンテーションを行い、石部公共サービスは、実績もあり、効率よく管理しているとの委員会の見解でしたとの答弁でした。

議案第 101 号について、指定管理料にはすべての人件費が含まれているのかとの質疑に対して、文化ホールを運営管理するにあたり、必要な人件費を見積り設定しているとの答弁でした。

議案第 102 号について、現在所有する芝刈り機や工具類は、そのまま引き渡すのかとの質疑に対して、湖南省文化体育振興事業団所有のものは、引き渡すとの答弁でした。

議案第 103 号について、雨漏れや破損部分の修理をして、4 月から水戸まちづくり協議会に渡すのかとの質疑に対して、雨漏れは修理する方向です。草刈りは、現在の指定管理者の湖南省文化体育振興事業団が行うべきであるとの答弁でした。

今後 3 年間、1,350 万円は、過去の金額から出されているのかとの質疑に対して、今までは総合体育館等を含めての指定管理料でしたが、今回は、水戸体育館個別の人件費や消耗品費を積算した金額で、水戸まちづくり協議会が指定管理を受けられたと認識しているとの答弁でした。

議案第 105 号について、住所や郵便番号の変更はあるのかとの質疑に対して、住所等の変更はないとの答弁でした。

議案第 106 号について、柑子袋地域の旧東海道付近と県道にかかる付近の変更はしないのかとの質疑に対して、地元区の意見を聴き審議会に答申した結果、今回の区域となったとの答弁でした。

地番変更した後、土地売却時に土地の登記を変更する場合、手数料がいるのかとの質疑に対して、個人が法務局にて変更する場合は無料であるが、土地家屋調査士等専門業者に依頼する場合は有料となるとの答弁でした。

議案第 107 号について、特別職の給料については 11 月臨時会で減額したところで、期末手当を上げることについて議論があったのかとの質疑に対して、期末手当・退職手当の算定とは別であるとの答弁でした。

議案第 108 号について、特段の質疑はありませんでした。

各議案とも討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第88号湖南省会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第89号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第98号変更契約の締結について、議案第99号から議案第103号指定管理者の指定について、議案第105号字の区域および名称の変更について、議案第106号住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法を定めることについて及び議案第108号湖南省職員の給与に関する条例及び湖南省一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上11議案は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第107号湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び湖南省特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。